

京都市告示第 455 号

生活保護法第50条の2の規定により、次の介護機関から変更及び廃止の届出がありました。

平成17年12月28日

京都市長 榎本頼兼

介護機関名称変更

サービスの種類	変更前名称	変更後名称	変更年月日
福祉用具貸与	安心生活(有)	安心ライフ(株)	平成17年11月1日
居宅介護支援事業者	安心生活(有)	安心ライフ(株)	平成17年11月1日

介護機関所在地変更

サービスの種類	名 称	変更前所在地	変更後所在地	変更年月日
居宅療養管理指導	中山歯科医院	西京区桂上野中町1 2番地の5	西京区桂上野中町1 70番地	平成17年9月3日
福祉用具貸与	安心ライフ(株)	伏見区横大路下三栖 山殿53番地の1	伏見区中島前山町5 5番地の2	平成17年11月1日
居宅介護支援事業者	安心ライフ(株)	伏見区横大路下三栖 山殿53番地の1	伏見区中島前山町5 5番地の2	平成17年11月1日

介護機関廃止

サービスの種類	名 称	所 在 地	廃止年月日
訪問看護	桃仁会病院	伏見区桃山町根来16番地	平成17年9月21日
訪問リハビリ テーション	明德診療所	左京区岩倉忠在地町363番地の 4	平成17年5月31日
居宅療養管理指導	明德診療所	左京区岩倉忠在地町363番地の 4	平成17年5月31日
居宅療養管理指導	桃仁会病院	伏見区桃山町根来16番地	平成17年9月21日
居宅療養管理指導	西村薬局	下京区寺町通五条上がる西橋詰町 758番地	平成17年9月30日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)